

公益財団法人 公益法人協会 第 60 回(通常)理事会議事録

- 1 開催された日時 2020(令和2年)年12月14日(月) 15時~17時03分
- 2 開催された場所 仏教伝道センタービル 8階「和」
- 3 理事総数及び定足数
総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 13名
(会場出席) 鈴木勝治、時枝(雨宮)孝子(以下「雨宮理事長」)、高宮洋一、長沼良行、橋本大二郎、早瀬 昇
(オンライン出席) 太田達男、片山正夫、田中 皓、堀田 力、蓑 康久、山岡義典、渡邊 肇、
(欠 席) 浦上節子、岸本幸子
注) 山岡理事は、16時12分、報告事項①説明時に着席した。
(監事出席) 谷村 啓、平川純子(以上、会場出席)、中田ちず子(オンライン出席)
(評議員傍聴) 紙野憲三、小西恵一郎、振角秀行、吉井實行(以上、会場)、伊藤道雄、稲垣裕志、上保紀夫、小貫正男、島田京子、清水肇子、谷井 浩、山本彰宏(以上、オンライン)
(顧問傍聴) 石村耕治、岡本仁宏(以上、オンライン)
注) 本理事会には傍聴を希望する評議員12名及び顧問2名が同席した。
- 5 議 題
決議事項
第1号議案「臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件
第2号議案「『東日本大震災 草の根支援組織応援基金』募金の終了の承認」の件
報告事項
① 内閣府「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」意見募集とその対応
② 2020年度 会員及び財務の状況
③ 訪米調査ミッション実施の延期
④ 「東アジア市民社会フォーラム2020」の開催
⑤ 「マスコミ懇談会2020」の開催
⑥ 監事会報告
⑦ 新型コロナウイルス感染防止に係る対応
⑧ 創立50周年記念事業とその資金調達
⑨ 団体保険に係る変更認定申請
⑩ その他職務執行状況等
- 6 議事の経過及びその結果
(1) 定足数の確認等

冒頭で長沼理事・総務部長より、理事総数 15 名中 12 名がすでに着席し、未到着が 1 名であること、したがって開催要件の定足数たる過半数 8 名以上の出席を充足していることを確認した。続いて、同理事から本会議の議事進行について説明があった。また、本理事会の傍聴を希望する評議員 12 名及び顧問 2 名の同席・オンラインによる傍聴が了承された。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき雨宮理事長が議長となり、本会議の成立を宣した後、議事録署名人を定款第 52 条の規定に基づき雨宮理事長、鈴木副理事長、谷村監事、中田監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

○ 決議事項

第 1 号議案「臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

雨宮理事長より、評議員会を下記要領にて招集することについて定款に基づき本理事会にて決議を求める旨、議案説明があった。

日時： 2021(令和 3)年 3 月 15 日(月) 15 時開始

場所： 仏教伝道センタービル

目的である事項等： 2021 年度事業計画書及び収支予算書等の承認

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第 2 号議案「『東日本大震災 草の根支援組織応援基金』募金の終了の承認」の件

長沼理事より本案につき議案説明があった。まずこれまでの経緯であるが、東日本大震災発災直後の 3 月 14 日に「東日本大震災 被災者緊急支援救援基金」を立上げ、9 月末まで実施した。助成先は、被災者の支援活動を行う団体や現地の福祉施設等とし、公益法人協会としては助成事業が初めてであったことから管理費を取らずに助成先に全額配分した。2 年後、被災地の窮状を頻りに耳にしたことから、2013 年 6 月に募金を復活した。支援のフェーズが緊急支援から生活再建支援に変わってきたことから、募金の名称を変更し「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」とした。助成先は、小規模な草の根活動を行う NPO 法人、任意団体等非営利団体に限定し、2014 年 3 月末まで実施した。その後、継続支援を求める声があったため、同基金を 2014 年 12 月に再々開したが、この時、募集の再開に当たっては募金期間を設けないこと、また終了する場合には理事会承認が必要であることを理事会で決議した。今回の提案は、この「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」(第 2 次)募金活動を、来年 3 月で発災から 10 年の節目を迎えることもあり、本年 12 月末日を以て終了し一区切りとしたいというものである。提案の理由は、①公益目的事業 1 普及啓発事業「国内外非営利組織との連携」の一環として実施してきたが、当初の目的は一定程度達せられたと考えられること、②震災起因の草の根ニーズの把握が現在では平常時の課題も入り混じり区別がつきにくくなっていること、③寄附者サイドにおいても震災の記憶が薄れ集金の見込みがないこと、であるが、このほか、当協会は助成を専門とする団体ではないため現在のマンパワー的にもむずかしいことも挙げられる。なお参考までに、東日本大震災被災地支援の実績を申し述べると、延べ数で法人 198 団体、個人 252 名より計 7,081 万円の募金をいただき、これを原資とし、合計 12 回に亘り、延べ数で 151 団体に 6,897 万円を助成した。また、現在 200 万円の募金が残っているが、これは会員である一般

法人から公益目的支出計画実施のためにいただいたものであり、支援先については改めて選考の予定である。以上であった。

当案について、次の質疑応答があった。

(太田理事) 終了することについては賛成したい。10年間よくやっていただいたと思うし、一つの役割は終えたように感じている。なお一点訂正したいが、長沼理事が議案説明の際に、「最初の救援基金の時に管理費をいただくという頭がなくて」という表現をしたが、決してそうではなく、一般的に10~20%の管理費を頂戴することは当時もよく承知していたが、公益法人協会は当時順調な業績であり、また公益法人協会自身が管理費をゼロにし寄附するという気持ちで。意図的に管理費をいただかなかったということである。その後の寄附については10%程度管理費を頂戴していたが、少なくとも最初は緊急事態であり、公益法人協会として見合う金額を寄附するという気持ちから行なったものである。ところで、200万円の寄附が一般法人からあったということだが具体的にはどこからか。

(長沼理事) 一般財団法人 世界聖典普及協会である。

(太田理事) 毎年寄附をいただいた団体である。大変ありがたいことである。

(雨宮理事長) 公益目的支出計画の実施として、寄附いただいている。

(橋本理事) 提案について異議は全くないが、これだけ細かく提案理由と状況説明をする必要があるのだろうか。事務局の負担も相当であると思う。震災特有のニーズと現地のニーズの線引きが難しくなったためということだけで必要十分であり、ここまで書き込まなくてはならない理由は何かあったのか。

(長沼理事) なるべく分かりやすくという気持ちから、説明の詳細を挙げさせていただいた。

(高宮理事) 東日本大震災は非常に大きな災害であったが、社会的に問題になるような災害や事件が起きたときに、非営利団体としては何とかしたい、しかし出し先が見当たらない、できれば自分の関係している業界の仲間を通じて寄附したいというニーズは現実にはかなりある。その点で、公益法人協会が受け皿になり、助成してくれることは役に立つことであり、会員にとっても団体、業界全体にとっても非常に意義のある事業だと思っている。終了するということが、また今後ともニーズはあるのだから、そのような場合には受け皿を作り有効な助成をしていくということをぜひ心掛けていただきたい。

(雨宮理事長) 大変良いご意見をいただき、ありがたい。2年前、支援をさせていただいた被災地の方たちに集まっていただき会合を開いた。できれば『公益法人』誌にこれまでの経緯を掲載したいと考えており、今回の議案は雑誌に使えるような形で作ったということもあるが、支援の実績を報告させていただきたいと考えている。今後このようなことがあった時に公益法人協会が支援をするきっかけになればと思っており、頑張りたい。

(平川監事) 助成金を出す活動は公益法人協会の目的ではないが非常な大災害だったから例外的にやった、という説明だったと思うが、今後もこのようなことがあって、活動をやるようになった時に、職員の数、マンパワーがなく負担が非常に大きいことが今回の募金を終了する一つの理由となっていたと思うので、これからも必要に応じやるということと矛

盾するように思うがどうか。その間にも岡山・広島等の豪雨災害や熊本の地震などがあり、寄附募集や調査活動は大変であったと思うが、今後もやりたいというのとマンパワーがなくてというのとどのように調整されていかれるおつもりか。

(長沼理事) マンパワーがなくてと申し上げたのはここ1、2年のことであり、ニーズがあれば体制を改め、人員を割いていくことも必要になると考えている。

(平川監事) あまり職員の負担になり過重労働になってしまうと、政府の働き方改革で残業もなくそうということとうまく行くのか、また人を増やせば費用も増えてますます赤字になるということも考えられる。うまく調整されて意義ある活動が出来るときに続けるという理解でよいか。

(長沼理事) おっしゃるとおりである。なお、熊本地震については約1千万円、西日本豪雨災害については約7百万円を集め、それぞれ助成している。

(雨宮理事長) 3.11は非常に大きな災害だった。公益法人として支援をしたいという皆さんのお気持ちが高まりお金も集まったということを含めて、内容としては良いことであったが10年経ち配分もしたのでここで閉めたいと思うが、これからも、災害があった時には皆様とご相談しながらやっていきたい。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○ 報告事項

① 「内閣府『公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議』意見募集とその対応(鈴木副理事長)

内閣府大臣官房公益法人行政担当室が9月15日から実施していた「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために(中間とりまとめ)」についてのパブリックコメントに対し、当協会は意見書を取りまとめ、10月14日に提出した。

個別の項目については、「透明性の確保の推進」や「法人による自主的な取り組みの促進・支援」が非常に重要であり、これらが盛り込まれている点については評価するが、それ以外は反対である。具体的に言えば、「1. 役員や社員・評議員のより一層の機能発揮」のうち、「(1) 役員や社員・評議員における多様な視点の確保」について、独立理事や評議員、監事を入れるという内容は当然のことながら反対である。「(2) 役員に対する社員・評議員の牽制機能の強化」については、社員・評議員の人数を増やすことがガバナンス上有効であるという説明が検証や分析のないもので非常に独断的であり、「(3) 評議員による役員等の責任追及の訴えの提起」については、法人と委任の関係しかなく、選任方法が法定されていない評議員に他の役員と対比して強大な権限を与える懸念があり、反対である。さらに、「2. 会計監査人の設置義務付けの範囲」は認定法で定める設置義務の中身を広げる話になり、基本的には反対だが場合によっては仕方ない場合もあると考えている。

以上を基本的なスタンスとしパブリックコメントを提出したところ、この結果を受けて9月に出された原案が変更され、「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために(最終とりまとめ案)」として11月30日に出された。ただし、これはパブリックコメントを受

けて出されたものであり、最終答申ではない。

変更点としては、まず、最終とりまとめ案 4 頁のガバナンスが効いていない例として、公益法人界では交際費が野放図に使われているというところでもない表現があったが訂正されている。同案 5 頁のガバナンスが効いている状態について、説明責任を十分果たすことだとしていた点について、まずしっかりと行動してその結果を報告するという点であるということを示したところこの点が訂正されている。また、同案 12 頁の注にある、「外部」の定義について、「パブリックコメントを踏まえて、運用に必要な留意点についてさらに検討を行う」としていた点について、パブリックコメントを聞いてから決めようということではなくまず自分たちが提案を出すべきだと意見したところ削除された。同案 14 頁において、社員や評議員が少ないのはガバナンス上よくないのではとの観点があったが、社団法人の社員は法人格を構成する要素であり勝手に数を増減することに馴染まず、また評議員についても一定数以上にすることはおかしいと意見したところ、「一定の人員を確保することは有効であり」というように表現が変わっている。同案 20 頁の公認会計士の設置については、制度変更について業界団体と相談する話ではないと指摘したところ、「一定の準備期間を確保する必要がある」という表現が付け加えられた。同案 23 頁「法人による自主的な取組の促進・支援」については我々が賛成したところであるが、一点、行政庁が法人の自主的な取り組みを主導する、イニシアチブをとると読める点について指摘したところ、「あくまで法人による自主的な取組であることから、行政による強制にはなじまない点は特に留意が必要である」という表現に修正された。

以上、大きな点は 5、6 点あったが、私どもが申し上げたところは基本的な問題点を除いて直っていると考えている。振り返れば、公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議は、第 1 回が昨年 12 月 24 日に開催され、今年 11 月 30 日に第 10 回となり、最終とりまとめ（案）が出るに至ったが、これに対しどのような評価をするかということがある。当然何らかのステイトメントを出すべきだろうと思っているが、そもそも最終とりまとめ（案）は 11 月 30 日に議論された内容であり最終答申ではないので、ステイトメントを出すには尚早ということである。なお、パブリックコメントの結果は、意見総数が 96 件であり、公益法人 4、都道府県 2、その他団体 4、個人 14、匿名 4 から提出された。このうち公益法人の一つは私どもであるが、このほかに JFC、日本司法書士会連合会、日本ガス協会から出たことが、各団体のホームページの発表から推測される。本日は私どもに対するコメントだけお付けしているが、他の団体のものは内閣府ホームページからダウンロードしてご覧いただきたい。ちなみに公益法人協会が出した意見は、76～90 までであるが、78、80 については「御意見を踏まえ修正いたしました」とある一方、82C、G、K については全く反応がなかった。意見が通ったところ通らなかったところがあるが、これらを受け、どういふステイトメントを行うべきか、民間法制税制調査会、法制・コンプライアンス委員会それぞれで意見をいただき検討した。さらに皆様からのご意見をいただき、最終的に答申が公式のものとして出たならば直ちにステイトメントを出したいと考えている。なお、これは公益法人協会単独で出す形になっているが、従来、さわやか福祉財団や助成財団センターと一緒に運動体で

やっていたので単発で出すよりは3団体一緒に出した方がいいのではというご意見もありこれから調整するところである。

現段階でのステイトメントの内容は、コロナ禍にあっても略々当初の計画どおり都合10回の審議を行い、公益法人関係者のヒアリングや中間とりまとめについてのパブリックコメントを行ったことについては一定の評価をしつつも、その内容が「公益法人のガバナンスの更なる強化等についての検討」に終始し、その前提となる「新公益法人制度の発足から10年が経過したことを機とした、公益法人の活動の状況等を踏まえ」た問題点についての全般的な調査研究を欠いていることは非常に残念であり、不祥事やそれへの個別の対処方法からガバナンスの検討を始められたことは本末転倒であるとした。なお、この本末転倒論は他団体からもパブリックコメントで寄せられていた。公益法人協会としては、ガバナンス強化のためには、法人の内部管理の人材の充実や外部の専門家の指導や協力、費用が必要であり、そのためには公益法人の収益増強や内部留保を中心とした財務の充実が重要であると思われることから、かねてから要望している財務三基準の改正（新公益法人制度施行10周年記念シンポジウムでの「大会宣言」として採択）をこの際に合わせて強く要望することとしたいと考えている。

なお、上記は単体でステイトメントを出す場合の案であり、他団体と一緒に出すことになれば団体の意見をしっかりと聴取することが大切である。また、正式の答申は年内に出ない可能性もある。当協会の意見ということでご認識いただきたい。以上であった。

当報告について、次の質疑応答があった。

（養理事）公益法人のガバナンスがどうあるべきか。経団連のコーポレートガバナンスが参考になるのではないかと。公益法人としてきちんと提言する必要があるのではないかと感じている。

（雨宮理事長）経団連のコーポレートガバナンスの内容は確認している。組織としてのガバナンスということでは共通のところがあるかもしれないが、非営利法人は非営利法人としてのガバナンスがあると思う。実際初めのころは、何を外部というかということとははっきりとした定義はないが、外部評議員、外部理事、外部監事を入れ、しかも有償で入れることによって「ガバナンスが効いている」ということになるという話があった。しかしながら多くの法人は外部の評議員であり外部の監事を置いていると思う。有識者会議では12、3の不祥事例を挙げてこういうことがあるので特別な外部の役員を入れた方がいいのではと説明をつなげているが、個別の不祥事を解消するためにはこのような対応が必要なのかも知れないが、論理的ではなく問題が多いと感じた。その意味では、今のところ法改正まではないのではないかと思っている。

（太田理事）雨宮理事長は法改正はないのではないかと仰られ、そうなれば本当にいいがその可能性はないでもないという気がしている。もともと自民党がこれを言い出したのはスポーツ団体の不祥事からであり、ガバナンスがなっていないのではないかと、もっと牽制機能が発揮できるような組織にならなくてはいけないのではないかと、いうところから始まったが、内閣府はその当時わりと受け身で、自民党から言われ

たから少し検討しようかというようなスタンスでいたと聞いていた。ここまできると向こうも真剣に考えてきているような気もする。改正はしないという方向でぜひ頑張っていたらと思う。改正をする場合はもう少しグランドグランドデザインをしっかり持ち、公益認定法、またその元になる一般法人法は、認定特定非営利活動法人、社会福祉法人、社会医療法人等の基本的なガバナンスに相当用いられ、波及しているのでは、非営利組織全体に及ぼす影響は極めて強い。不祥事事件と言えどむしろ一般法人を隠れ蓑にし、政府が癒着した環境を築いている。電通の事件などがその例である。一般法人だから表に出ないということを最初から自民党は狙っていた。そういうものに巻き込まれて変な方向にいかないように、もっとしっかりしたガバナンス、全体感を持って欲しい。もし改正するならば収支相償のところだと思うので、ぜひお願いしたい。

(雨宮理事長) 改正するかは分からないが、収支相償の問題など、大会宣言で採り上げたことはこれからも一貫して言っていきたい。

(太田理事) 一般法人を悪用しているのは行政庁の方である。不祥事は不祥事だということで公益法人制度そのものに焦点を合わせるとなると本末転倒だと思う。皆さんを批判しているのではない。行政庁を批判している。

(雨宮理事長) それはよく理解している。

② 2020年度 会員及び財務の状況 (鈴木副理事長)

会員の状況については、今年度の入会が 22、退会が 23、マイナス 1 である。今年度は当初大幅な会員増強を図るとして残念ながらこのような状況である。退会理由としては、会員サービスを利用しない、メリットがない、財政面の理由、コロナの影響を受けて費用を払えないなどの回答があった。財政面の理由については如何ともしがたいが、会員サービスを利用しない、メリットがないとの回答に対しては、公益法人誌の内容を充実させ、毎月付録をつけ、コロナに対する対応をどうしたらよいか、ガバナンスコードをどのように作成したらよいかなど、充実を図っている。また、できるだけやさしく相談に応じるという形で対応したいと考えている。入会はセミナーによるものが多いので、今後も内閣府相談会も含めて力を入れていきたい。

財務の状況については、受取会費が 60.1% であるが、これは 4 月から毎月発生する年会費の納入が上期に多いことに起因するものである。一方、事業収益は軒並み低調であり、メイン事業である出版事業が 38.7%、セミナー事業が 36.0% と、コロナの影響が現れている。一方、プラスの影響として受取支援金や受取助成金が入ったことがあり、これらを含めると経常収益としては 51.1% である。

一方現金ベース (資金繰り) で見ると、現預金計は 12 月末に 4,300 万円、3 月末に 3,400 万円の予想である。セミナーの業績が多少回復し収益が上がり、旅費交通費が少なく費用が抑えられたことのほか、一般寄附金 291 万円、持続化給付金 200 万円、家賃支援給付金 320 万円が入ったことは財政的に非常に助かっている。一般寄附金については、小

西評議員の呼びかけをいただいたこと等があり一個人の寄附金、役職員や会計事務所等からの寄附金が300万円弱あり、引き続きご支援をお願いしたいと考えている。

③ 訪米調査ミッション実施の延期（鈴木副理事長）

当初予定していた訪米調査ミッションの2020年7月の派遣を、新型コロナウイルス感染拡大の影響で2021年3月に変更したもののそれも難しくなったため、現時点では2021年9月に再延期することとなった。（公財）トヨタ財団、（一財）MRAハウスからはすでに助成金をいただっており、何としても実施したいと考えている。

当報告について、次の質疑応答があった。

（義理事）ウェブ、ネット動画は今後も続くと思う。常態化するという前提で事業を考える必要がある。ウェブでやる場合でもQ&Aやチャットを上手く活用すると臨場感が増すとか、質問しやすくなるという話もあるので、付加価値を付けることも可能なのではと思う。同じような話であれば、訪米調査ミッションでもある程度ネットを使って代替するという事は不可能なのだろうか。

（雨宮理事長）他の方からも同様のご示唆、ご提案をいただいている。また、ビデオに撮って流すことも検討している。ITの人材も限られているところはあるが、努力していきたい。

（鈴木副理事長）前回の理事会でもお話申し上げたかと思うが、現在では、ITを使って情報の入手は簡単にできるので、訪問する意味がないという声もあるが、我々が対象としているのは中小の法人であり、このようなことになじまない、非常に草の根的なところの公益法人がどういう会計や悩みをもってやっているかということであり、直接訪問しなければ意味がないと考えている。聞くと見るとでは大違いだとおっしゃる大学の先生の意見もあり、実際に訪問する形で実施したい。その趣旨を理解し、トヨタ財団やMRAハウスから助成金をいただっており、これを他に流用するわけにもいかないので、実施しない場合は助成元に返還するということになる。これは損益とは直接関係しない話である。

（雨宮理事長）リモートも良いが、人と顔を合わせて話をするの方が価値が高いと感じる昨今である。

④ 「東アジア市民社会フォーラム2020」の開催（長沼理事）

同フォーラムは日中韓の持ち回りで開催され、通算11回目当たる今回は「ポストコロナ—Social Change Prediction and the Role of Civil Society」と題し、11月20日、韓国にて開催予定であったが、コロナ禍により今回は、日本・中国の参加者はオンライン参加を予定していたが、韓国での新型コロナウイルス感染拡大に伴い、オンラインも開催できず、予め収録した動画を11月20日に配信するという形になった。動画では実行委員長として山岡理事から挨拶をいただいたほか、事例報告のプログラムでは、岸本理事から「日本における市民社会の新型コロナウイルスの対応の事例」についてお話いただいた。なお、今回はビデオ動画配信という異例の形での開催となったことから、韓国側から再度

通常開催でやりたいとの希望があり、来年の 12 回目は改めて韓国で開催する予定である。

⑤ 「マスコミ懇談会 2020」の開催（雨宮理事長）

10 月 12 日、本日の会場と同じ仏教伝道センタービルでマスコミ懇談会を開催した。NHK、日刊工業新聞、朝日新聞、毎日新聞、新宗教新聞等の報道関係者、当協会理事、監事等が出席し、内閣府の公益法人ガバナンス強化に関する有識者会議の動向、その中間とりまとめ、パブリックコメント、当協会の意見等、また、新型コロナウイルス感染症拡大の公益法人の活動への影響等について報告し、意見交換を行った。中でも、コロナ禍にあり、事業型の公益法人の厳しい状況や、2 期連続で純資産 300 万を切った場合の財団法人の強制解散に関連した報告が一つのトピックとなった。強制解散に関して言えば一般法人法で定められたものだが、同法は法務省が管轄である。内閣府の概況調査によれば、一般法人で 300 万を切る法人が昨年 12 月では 9 件あったが、今年のもがまだ出ていないので状況が掴めない。事業会社に適用されている、劣後ローンを認めてくれる政府系の銀行があるので、基本的には借入れであるが資本とみなすという話になれば、2 年間の猶予ができるのではないかということの内閣府、法務省、公認会計士協会へ赴き話をしたが、結局はどこが決めるか分からない状況である。しかしながら、これは内閣府が決めるべき監督上の問題と考えている。報道では、一般法人の持続化給付金を電通・パソナが中抜けし、まさに官製談合である。一般法人が相続を逃れるためにも使われること自体も、非常に問題である。初めから経済産業省はこのために作っていたような気もする。一般法人の規制庁はないから、同様のことは今後どんどん起きる可能性がある。

⑥ 監事会報告（雨宮理事長）

11 月 24 日に開催された本年度第 2 回の監事会において、上期の事業、財務の状況等について報告したとの説明があった。特に問題は見られなかったとのことである。

⑦ 新型コロナウイルス感染防止に係る対応（長沼理事）

対外的対応としては、相談室、外部相談会・セミナーは感染予防策をとって順次各地で開催している。広報は、『公益法人』9 月号別冊として「新型コロナウイルス感染症関連記事集」を発行した。また、要望活動としては、11 月 5 日の公明党内閣部会・NPO 局のヒアリングを皮切りに、11 月 12 日に自民党内閣第一部会／NPO／NGO 団体委員会、11 月 24 日には立憲民主党内閣部会のヒアリングに参加し、コロナ禍が公益法人に及ぼす影響に関する要望、令和 3 年度税制改正に関する要望の 2 点につき資料を用い説明を行った。当協会内対応としては、時差出勤及び在宅勤務の奨励を継続している。

⑧ 創立 50 周年記念事業とその資金調達（長沼理事）

9 月 25 日理事会でのご意見をふまえ、募金金額 1 口 1 万円として、当初は法人 10 口以上、個人は 1 口以上としていたところ、出しやすさを考え、法人・個人ともに 1 口以上とした。目標金額は、1,000 万円としている。これを原資とし、記念シンポジウム、記念出

版、50周年史に充てさせていただきたい。募金期間は2020年12月～2022年10月とし、まずは役員等の所属団体への依頼状送付から始めたいと考えている。

⑨ 団体保険に係る変更認定申請（長沼理事）

当協会では2012年度から役員賠償責任保険を、2016年度から個人情報漏えい保険を追加し団体保険制度を実施している。行政庁からは立入検査において、事業に該当するので変更認定申請もしくは変更届を出して欲しいと指摘もあったため、公益目的事業として整理し変更認定申請を行うことについて9月25日の理事会で承認をいただいたところであるが、行政庁の担当者との協議を進め、1月中には申請したいと考えている。

上記までの報告について、次の質疑応答があった。

（太田理事）劣後ローンは大賛成。ローンは資金調達的一种であるが、公益法人は調達の方法について特段ない。ただ、社団法人は劣後ローンの性格の基金を募集することが法律上認められているしこれは劣後ローンである。貸方の方では基金で整理され純資産になっており、収支相償や300万の問題もそこからは外れている。ぜひ進められたらどうかと思う。法改正は必要ないと思う。会計基準でも認められている。

（雨宮理事長）内閣府の姿勢はなかなか固いようだ。ただ、当然考えられるべき問題だと思う。

⑩ その他職務執行状況等

上記⑨までに報告した以外の職務執行の項目について、別添の配布資料を元に説明があった。報告者はそれぞれ、公1「普及啓発」（出版、Web、国内外連携、メディア対策）、公2「支援・能力開発」（相談室、セミナー、機関誌、情報公開）及び「法人管理」（役員会、会員、社内システム、団体保険）が鈴木副理事長、長沼理事、公3「調査研究・提言」（各種研究会、専門委員会、提言・要望活動）が雨宮理事長、鈴木副理事長及び長沼理事であった。

また、長沼理事より、2021年度事業計画書、収支予算書等の承認等に係る次回理事会の開催（3月4日、仏教伝道センタービル）について連絡があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17時03分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

2020年12月14日

代表理事 時枝 孝子 (雨宮 孝)

代表理事 鈴木 勝治

監 事 谷村 啓

監 事 中田 ちず子

監 事 平川 純子